

## 職場環境美化助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町内において中小企業を営む者に対し、その事業所の美化をすすめることにより労働環境の整備を図り、併せて町の美化運動に寄与することを目的とする。

### (交付対象者)

第2条 助成金交付対象者は、大木町商工会々員であって、町内に事業所を有する者とする。

### (交付対象の事業)

第3条 助成金交付の対象となる事業は、店舗・工場環境美化に役立つ別表「花木及びその容器等」とする。

### (交付の額)

第4条 交付する助成金の額は、1事業所あたり3年間に20,000円を限度とする。  
なお、助成金の総額は予算の範囲内とする。

### (交付の申請)

第5条 事業主は、事業終了に領収書を添えて交付申請書(様式第1)を会長に提出し、助成金の交付申請を行うものとする。

### (交付の決定)

第6条 会長は、前条の規定により交付申請を受けたときは、内容を審査し交付決定を行う。

### (助成金の交付)

第7条 会長は、内容を審査し適当と認めた場合は、申請者に助成金を支払う。

### (助成の期間)

第8条 この事業は、継続事業とし各年度3月25日までに交付申請書(様式第1)の提出を行った者までとする。